

豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱

豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱（平成20年豊見城市告示第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、特定非営利活動法人及び市民団体等（以下「市民活動団体」という。）が自主的、主体的に企画及び実施する事業に対し、事業費の一部を補助することを目的として交付する市民団体活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊見城市補助金等の交付に関する規則（平成2年豊見城村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

**第2条** 補助金の交付の対象となる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 構成員が3人以上で、かつ、その過半数が市内に在住、在勤又は在学していること。
- （2） 活動の拠点が市内であること。
- （3） 政治活動、宗教活動又は営利活動を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象団体としない。

- （1） この要綱による補助金の交付を2回受けた市民活動団体
- （2） 国若しくは地方公共団体又は民間団体等による他の補助金等を受けている市民活動団体
- （3） 市長と事務委託契約を締結している自治会（自治会内で活動する団体も含む。）

（補助対象事業）

**第3条** 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 市内で実施する事業であること。
- （2） 事業立ち上げかつ継続的に実施する又は既に実施している事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- （1） 特定の個人若しくは団体を対象とした事業又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受ける事業
- （2） 交流会その他の親睦会的な事業
- （3） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業

（補助対象経費）

**第4条** この補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

- (1) 市民活動団体の事務所を維持するための経費
- (2) 市民活動団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 食糧費及び市民活動団体の構成員に対する人件費、謝礼等  
(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費総額の10分の9以内（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとするものは、市民団体活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) 会員名簿（様式第5号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1団体につき1事業とする。

(審査)

**第7条** 市長は、前条の規定により申請された事業について審査を行う。審査方法等については、別に定める。

(交付決定)

**第8条** 市長は、前条の規定による審査において補助金の対象事業としての可否を決定し、補助金の交付が適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、交付を受けようとする市民活動団体に対し、市民団体活動支援事業補助金（交付・却下）決定通知書（様式第6号）を通知するものとする。

(事業の中止又は変更)

**第9条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、補助対象事業を中止し、又は内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、市民団体活動支援事業（中止・変更）承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けなければな

らない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、内容を審査し、速やかに市民団体活動支援事業（中止・変更）承認通知書（様式第8号）を通知するものとする。

（状況報告）

**第10条** 市長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助金交付団体に対し、補助対象事業の遂行の状況に関し、報告させることができる。

（実績報告）

**第11条** 補助金交付団体は、補助対象事業を完了したときは、当該事業完了後30日を経過する日又は当該事業完了日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市民団体活動支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第10号）
- （2） 事業収支決算書（様式第11号）
- （3） 記録写真、その他事業の実施内容が確認できる資料
- （4） 領収書の写し、その他事業収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料
- （5） その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

**第12条** 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市民団体活動支援事業補助金確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

**第13条** 補助金は、補助金額の確定後に交付するものとする。ただし、補助対象事業の円滑な遂行のため市長が必要と認めるときは、補助金を概算で交付することができる。

2 前条の規定により補助金の確定を受けた補助金交付団体、又は前項ただし書の規定により概算払を受けようとする補助金交付団体は、市民団体活動支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

**第14条** 市長は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について返還を命ずることができる。

2 市長は、補助金の交付後において、偽りその他不正な手段をもって補助金の交付を受けた行為

が判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 市長は、補助金の交付後において、第9条の規定により事業の中止となったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 市長は、前各項の規定による返還を命ずる場合は、市民団体活動支援事業補助金返還命令書（様式第14号）により補助金交付団体に返還を請求するものとする。

（書類等の整備及び保管）

**第15条** 補助金交付団体は、補助対象事業に係る収入、支出、補助金で購入した物品（豊見城市物品規則（平成16年豊見城市規則第11号。以下「規則」という。）に定める消耗品を除く。）を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出、物品についての証拠書類及び物品を5年間整備保管しておかなければならない。

（補助対象事業の周知）

**第16条** 補助金交付団体は、補助金交付年度の翌年度に、市長が指定する場所等において補助対象事業の周知を図るものとする。

（その他）

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

### 別表（第4条関係）

費目	内容
報償費	講演会の講師の謝礼、調査又は研究を専門家へ委託した場合の謝礼等
旅費	講師・専門家等にかかる交通費等
需用費	文具費、材料費（事業において消化する食材等の経費を含む。）、印刷製本費等
役務費	郵便料、保険料、通訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両又は機器等の賃借料、通行料等
備品購入費	補助対象事業に必要不可欠なもの（ただし、補助金の額の3分の1以下とする。また事業の中止の場合は備品（「規則第6条に規定する備品をいう。」）の帰属について市と協議する。）
その他	上記以外の経費で、事業の特性から市長が適切と認めるもの

豊見城市長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ ㊟  
連 絡 先 \_\_\_\_\_

市民団体活動支援事業補助金交付申請書

豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 総事業費、補助対象経費総額及び補助金交付申請額

(1) 総事業費 \_\_\_\_\_ 円

(2) 補助対象経費総額 \_\_\_\_\_ 円

(3) 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (2) 団体概要書（様式第4号）
- (3) 会員名簿（様式第5号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号 (第6条関係)

# 事業計画書

団体名 \_\_\_\_\_

1 事業名称	
2 事業目的	
3 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 事業実施場所	
5 共催・後援団体等	ある ( )・なし
6 事業対象者 (参加予定人数)	

7 内容と方法	
8 事業実施により期待される効果	
9 事業の継続方針	
継続予定年数	
継続していく上での予算方針（補助金活用後の予算等）	
補助金活用後の事業展開について	
発展性について	



10 実施スケジュール

( )年度 年間スケジュール	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	

様式第3号 (第6条関係)

事業収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	内訳
豊見城市市民団体活動 支援事業補助金		
団体負担金		
計		

2 支出

項目	予算額	うち補助対象経費	内訳
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
その他			
計			

団体概要書

団体の名称	(フリガナ)		
所在地			
代表者名			
活動開始年月日 (又は予定)	年 月	法人設立年：	
構成員数	人 (内豊見城市民 人)	会費等の有無	有・無
		年間（1人）	円
活動目的			
活動内容・活動実績			
活動拠点			
政治活動、宗教活動又は営利活動の有無	有・無		
豊見城市市民団体活動支援事業補助金受給回数：	回		
国若しくは地方公共団体又は民間団体等による他の補助金等の受給有無	有・無		
自治会内で活動する団体に該当する・該当しない			

会員名簿

	氏名及び住所	年齢	該当するものを○で囲み、 在勤在学の場合は勤務先や 学校名を記入してください。
1			在住・在勤・在学・該当なし
2			在住・在勤・在学・該当なし
3			在住・在勤・在学・該当なし
4			在住・在勤・在学・該当なし
5			在住・在勤・在学・該当なし
6			在住・在勤・在学・該当なし
7			在住・在勤・在学・該当なし
8			在住・在勤・在学・該当なし
9			在住・在勤・在学・該当なし
10			在住・在勤・在学・該当なし

市民団体活動支援事業補助金（交付・却下）決定通知書

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

年 月 日付で申請のあった市民団体活動支援事業補助金について、豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり（交付・却下）することに決定しましたので通知します。

年 月 日

豊見城市長 印

記

1 補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 却下理由

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩

市民団体活動支援事業（中止・変更）承認申請書

年 月 日付け豊見城市指令第 号で補助金交付決定を受けた市民団体活動支援事業を下記のとおり中止・変更したいので、豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 事業名称
- 2 中止・変更の別 （中止 ・ 変更 ）
- 3 中止・変更の理由

※ 変更の場合は変更後の事業計画書（様式第2号）を添付すること。

市民団体活動支援事業（中止・変更）承認通知書

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった事業（中止・変更）承認申請について、豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

豊見城市長



記

・承認内容



豊見城市長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ ㊟

市民団体活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊見城市指令第 号で補助金の交付決定通知のあった市民団体活動支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額（交付済額） 金 \_\_\_\_\_ 円

3 精算額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 事業の完了年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第 10 号）
- (2) 事業収支決算書（様式第 11 号）
- (3) 記録写真、その他事業の実施内容が確認できる資料
- (4) 領収書の写し、その他事業収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料
- (5) その他市長が必要と認めるもの

事業報告書

団体名 \_\_\_\_\_

1 事業名称	
2 目的・成果	
3 実施日時	
4 実施場所	
5 参加人数	
6 実施内容	

様式第11号 (第11条関係)

## 事業収支決算書

団体名 \_\_\_\_\_

### 1 収入

(単位：円)

項目	決算額	内訳
豊見城市市民団体活動支援事業補助金		
団体負担金		
計		

### 2 支出

項目	決算額	うち補助対象経費	内訳
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
その他			
計			

※収入合計と支出合計は一致することとし、補助金は補助対象経費にのみ充当したことを明確にするものとしてください。

様式第12号（第12条関係）  
豊見城市達第 号

市民団体活動支援事業補助金確定通知書

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

年 月 日付けで実績報告のあった市民団体活動支援事業補助金  
については、豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、  
下記のとおり額を確定したので通知します。

年 月 日

豊見城市長



記

交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
 団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_ 印

市民団体活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け豊見城市指令第 号で補助金の交付（決定・確定）通知のあった市民団体活動支援事業補助金について、豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付（決定・確定）額 \_\_\_\_\_ 円

請求額 今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

概算払済額 \_\_\_\_\_ 円

補助金残額 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関名・支店名	預金種目	口座番号	口座名義（フリガナ）

市民団体活動支援事業補助金返還命令書

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

年 月 日付け豊見城市指令第 号により交付した市民団体活動支援事業補助金については、豊見城市市民団体活動支援事業補助金交付要綱第 14条第 4 項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

年 月 日

豊見城市長



記

- 1 返還金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由